

水道用ポリ塩化アルミニウム 仕様書

1 物品名

水道用ポリ塩化アルミニウム

2 規格及び品質

(1) 規格

日本水道協会規格 (JWWA規格) 水道用ポリ塩化アルミニウム (JWWA K154 : 2016) に適合するもの、または同等以上のものとする。

(2) 納入時の品質

浄水または浄水処理過程において、300 mg/L (酸化アルミニウム 10%の製品に対する値) で使用したときに水に付加される物質が「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年 2 月 23 日付け厚生省令第 15 号、以下「技術基準省令」とする) の第 1 条第 16 号別表第 1 の基準に適合するものとする。

また、表 1 の左欄に掲げる項目については、同表右欄に掲げる基準に適合すること。

表 1

塩基度	55~65% ※
-----	----------

※水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインについて (平成 12 年 3 月 31 日衛水第 21 号) に規定された試験方法による。

3 品質証明

受注者は、契約締結後の最初の納入までに、納入物品の製造工場において製造される物品について、最も新しい次の書類を鶴岡電気水道事務所長 (以下「所長」という。) に提出し、所長の承諾を得なければならない。

(1) 公益社団法人日本水道協会品質認証センターの認証登録品である場合

ア 認証登録証の写し

イ 技術基準省令の別表第 1 の上欄に掲げる事項についての品質試験成績書 (自社検査結果とする) (写し可)

(2) 公益社団法人日本水道協会品質認証センターの認証登録品でない場合

技術基準省令の別表第 1 の上欄に掲げる事項についての評価基準適合証明書 (計量証明事業者の発行するもの) (写し可)

なお、受注者が納入物品の製造工場を変更する場合も、上記の書類を提出し所長の承諾を得なければならない。

4 購入予定数量 507,000 kg

5 納入時の提出書類

受注者は、納入の都度、次の書類を所長に提出しなければならない。

(1) 製品の品質試験成績書 (自社検査のもの、写し可)

なお、その品質試験成績書が、納入品を試験したものであることが確認できるようにすること。

(2) 納入数量についての計量証明事業者の交付する計量証明書 (写し可)

6 品質検査

納入時の品質検査は、5（1）の品質試験成績書及び当該サンプルによる外観等の確認により行うものとする。

なお、契約期間中、当所において適時納入物品を採取し品質検査を行うことがある。

7 数量確認

納入数量は、計量証明事業所の発行する計量証明書によるものとする。

数量の確認は、当所が行う納入容量と比重から重量を換算する方法により行うものとする。

8 納入

(1) 場所 山形県企業局鶴岡電気水道事務所（山形県鶴岡市行沢字上野 166）

(2) 5（1）の品質試験成績書における自社試験日から起算して、7営業日以内に納入すること。

9 物品の納入方法

受注者は、次に掲げる方法に従い、物品を納入するものとする。

(1) 受注者は、所長から物品の発注があったときは、指定する日時に指定する数量を、8（1）に掲げる納入場所に搬送するものとする。

(2) 受注者は、5の書類を提出し、6の品質検査に合格したときは、当所職員の注入開始の指示後に、物品を水道用ポリ塩化アルミニウム屋内貯蔵槽の受入口（以下「受入口」という。）から注入するものとする。

(3) 受注者は、受注者が所有するポンプ及びホースを用いて物品を注入するものとする。

(4) 受注者は、受入口とホースの接続部分等から物品の漏洩がないようにしなければならない。

(5) 受注者は、当所職員の指示に従い物品納入の作業を行うものとする。

10 その他

(1) 受注者は契約後速やかに、緊急時の連絡先を提出するものとする。

(2) この仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、山形県企業管理者と受注者が協議の上決定するものとする。